

平成 30 年度第 10 回開成町課長会議

日時 平成 31 年 1 月 10 日（木）午前 9 時～10 時 30 分
場所 中会議室 B
進行 行政推進部長

1. 町 長

2. 行事予定について（裏面のとおり）

3. 議 題

（1）平成 30 年度人事評価について（総務課）【10 分】

（2）浸水対応訓練について（環境防災課）【10 分】

4. その他

税務窓口課	窓口のあり方の検討について【10 分】
環境防災課	防犯カメラガイドラインについて【5 分】
環境防災課	かいせい環境防災フェア 2018 の結果について【5 分】
環境防災課	開成町生活排水処理基本計画の改訂について【5 分】

5. 副町長

平成 31 年 1 月 10 日

課長会議資料

行政推進部総務課

能力評価の実施について

1 能力評価の目的

町では、開成町職員人事評価実施要綱（平成 28 年開成町告示第 12 号）第 8 条に基づき、評価者は、能力評価シートをもとに被評価者と面談を実施し、当該職員の能力評価をすることとなっていますが、今年度、能力評価シートについて評価基準、評価項目、個別評語等の見直しをしました。

一般職の職員を対象に下記のとおり平成 30 年度の能力評価を実施しますので、期限までに被評価者と面談を行い、シートの提出をお願いします。

2 試行内容

○評価基準の個別評語の見直し

⇒下記の個別評語へ変更する。（昨年度は 3 段階の個別評語）

評価の基準	評価
求められる行動がすべて確実にとられており極めて優れている状態	a
求められる行動が確実にとられており大変優れている状態	b
求められる行動が十分とられている状態	c
求められる行動がある程度はとられていたが周囲の助力が必要だった状態	d
ほとんどの行動が周囲の助力が無ければできなかった状態	e

行動を取る機会がなかった場合は、「c」とする。

○評価基準の見直し

⇒下記の評価基準表のとおり 10 段階評価へ変更する。（従前は 5 段階評価）

評価(10 段階)	組み合わせ				
10	aaa				
9	aab				
8	aac	abb			
7	aad	abc	bbb		
6	aae	abd	acc	bbc	
5	abe	acd	bbd	bcc	
	ace	add	bbe	bcd	ccc
4	ade	bce	bdd	ccd	
	aee	bde	cce	cdd	
3	bee	cde	ddd		
	cee	dde			
2	dee				
1	eee				

3 実施要領

○対象職員

一般職の職員。ただし、次に掲げる職員は除く。

- ・再任用職員
- ・指導主事
- ・幼稚園教諭
- ・技能労務職
- ・休職中の職員
- ・育児短時間勤務の職員（※部分休業を取得している職員は評価対象です。）

○評価対象期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

○評価基準日

平成31年1月1日

4 評価スケジュール

各「被評価者」に対する「評価を行う者（評価者）」は、次の表のとおりです。

次の（1）～（3）により、能力評価シートを用いて評価を実施のうえ、同シートを各提出先に提出してください。

被評価者	1次評価者	2次評価者
部長	副町長	—
課長	所管部長	副町長
教育総務課長・室長・議会事務局長	副町長	—
各課担当職員（主幹以下）	所管課長	所管部長
室担当職員（主幹以下）	室長	副町長
議会事務局担当職員（主幹以下）	議会事務局長	副町長

（1）被評価者

被評価者は、能力評価シート（部長級課長級：1号様式、担当マネージャー級：2号様式、主査以下：3号様式）により職務遂行上の行動を自己評価し、次の期限までに1次評価者に提出してください。

被評価者	提出期限	提出先（1次評価者）
部長	1月23日（水）	① 副町長
課長		② 所管部長
教育総務課長・室長・議会事務局長		③ 副町長
各課担当職員（主幹以下）		④ 所管課長
室担当職員（主幹以下）		⑤ 室長
議会事務局担当職員（主幹以下）		⑥ 議会事務局長

（2）1次評価者

1次評価者は、被評価者から提出された能力評価シートについて、自己評価内容を確認のう

え、対象者の職務遂行上の行動の1次評価を行い、次の期限までに2次評価者（部長、出納室長及び議会事務局長の1次評価者としての副町長（①、③）については、総務課長）に提出してください。

1次評価者		提出期限	提出先（2次評価者等）
① ③	副町長	2月8日（金）	— 総務課長
②	所管部長		A 副町長
④	所管課長		B 所管部長
⑤	教育総務課長・室長		C 副町長
⑥	議会事務局長		D 副町長

（3）2次評価者

2次評価者は、1次評価者から提出された能力評価シートについて、全体のバランスを踏まえ、職務遂行上の行動の2次評価を行い、次の期限までに総務課長に提出してください。

2次評価者		提出期限	提出先（とりまとめ）
A、C、D	副町長	2月28日（木）	総務課長
B	所管部長		

3. 留意点等

（1）面談

1次評価者は、面談を実施します。

1次評価者は、面談により被評価者に対し能力開発に必要な指導又は助言を行うとともに、自らの評価結果を通知することとします。

（2）2次評価者の留意点

2次評価者は、自己評価と1次評価を踏まえ、より高次の視点から、1次評価者が評価上のルールの誤りに陥っていないか等を適切に見極め、総合勘案して2次評価を実施してください。

なお、本人評価と1次評価が大幅に異なっている場合は、必要に応じて1次評価者から説明を求めることとします。

*上半期能力評価（試行）結果における留意点

一部の課で、ハロー効果（物事の一部だけを捉えて、すべてが良く（悪く）なっているという錯覚、誤評価といえるものが散見されました。（来庁者への挨拶・対応がとても良い⇒接遇力がすべて「A」。接遇力には日頃の身だしなみ等多くのものが含まれるが、一部分だけを見てすべてが良いと錯覚していると思われる。）

また、求められる行動が十分に取られている場合「C」となる。昨年度までの評価基準を前提にすると、「60点」前後が標準と思われる。

開成町窓口のあり方検討の経過について

第 9 回課長会議 平成 30 年 12 月 13 日 (木)

〔 会議概要 〕

「ワンストップサービス」に対する解釈がそれぞれに異なり、会議での議論は平行線のままであった。町長より「『ワンストップサービス』について、明確にすべきとの意見もあったが、今回中間報告として説明されたもので決定ではない。今回出た意見を反映し、最終報告に向けてプロジェクトチームで再度練り直してほしい。」とのことであった。

第 9 回課長会議以降の検討状況

- 12月25日(火) 第6回 窓口のあり方検討プロジェクトチーム会議
- 12月26日(水) 窓口のあり方検討プロジェクトチーム関係課長打合せ会議

まとめ

〔 開成町のワンストップサービスの定義 〕

- 基本は、職員が(積極的に)動く。
- 待遇による町民サービスの大切さを意識した対応をする。

～開成町のワンストップサービス(イメージ)～

- 「正面玄関から住民が入られたとき、すぐに声をかける」
- 「すぐに案内をして座っていただけるよう心がける」
- 「手続きはできるだけ1か所でできるようにする」

〔対応の具体例〕

- 住民異動(転入・転出・出生・死亡等)に関しては、基本、「住民異動」の窓口で全て受ける。
混雑時など、やむを得ずお待ちいただく必要があるならば、「住民異動」の職員が待合や専門窓口を案内する。
- 住民異動以外の窓口で、その他手続きをしたいとの申し出があれば、担当者に連絡し、その窓口に職員が移動して対応する。
受付をした職員は「ほかにご用件はございませんか」と確認する。なお、その他業務が込み入った話であれば、その窓口または相談室を案内する。
- 基本、窓口職員だけでなく、全職員が町民サービス提供の意識のもと、ワンストップサービスを心がける。キッズコーナー設置等の趣旨を理解し活用する。
基本、担当職員へ受け付けた職員が連絡し、担当職員が指定された窓口に移動する。対応が難しい場合は、お待ちいただくか、同行し担当窓口を案内する。

- *町民サービス向上を目的に、現庁舎においても職員の意識向上を図るため、現段階からできることから取り組んでいく。
- *より良いワンストップサービスを進めるため、新庁舎の供用開始後も住民目線で、窓口対応の改善を図っていく。

平成30年度開成町浸水対応避難訓練 実施要綱

1 目的

平成27年9月の関東・東北豪雨や平成30年7月豪雨では、河川氾濫や浸水により、未曾有の大きな被害が発生している。

また、水防法の改正により、神奈川県は当町に関係する酒匂川及び仙了川、要定川の浸水想定区域図を新たに公表した。

一方、当町においては、台風や昨今の異常気象の影響とも言えるゲリラ豪雨の発生頻度が高まり、水害対策が喫緊の課題となっていること、県の浸水想定区域図の公表を受けて、開成町洪水ハザードマップの更新を行うこととした。

この更新したハザードマップに基づき、町では住民に対してどのように避難情報を伝達するのか、消防団では浸水被害への対応や避難誘導、自主防災会（自治会）では地区災害対策本部の立ち上げ・避難誘導・地域避難所の運営について、住民はどのように情報を受け、避難行動につなげるかなど、検証を加えながら全町を対象として浸水対応避難訓練を実施する。

2 日時

平成31年2月17日（日）【足柄上地域に警報発令時中止】

8時30分～11時30分 町災害対策本部訓練

9時00分～11時30分 住民浸水対応避難訓練

3 参加団体

開成町、町内自主防災会、開成町消防団

※対象職員：0号配備・1号配備職員

税務窓口課：3名 福祉課：2名 産業振興課：2名

教育総務課：2名 こども子育て支援室 2名

4 協力団体等

松田警察署、神奈川県（足柄上地域県政総合センター）、南開工業株

5 訓練想定概要

(1) 気象

2月14日（木）11時00分に「15日（金）以降に丹沢山系で総雨量400mmの予報」が発表された。

2月15日（金）から降り始めた雨は2月16日（土）6時00分の段階で丹沢山系での積算雨量は300mmを超えた。

開成町でも2月16日（土）6時00分に大雨洪水警報が発令された。17日（日）6時00分に大雨警報は注意報に変わったが、洪水警報はそのまま発令中である。

(2)水 位

17日(日)8時00分の時点で、酒匂川松田水位観測点では依然として「氾濫注意水位」であり、その後も水位は上昇しており、いつ氾濫が発生してもおかしくない状態である。

(3)町の状況

16日(土)15時00分に松田水位観測点で「氾濫注意水位」に達した段階で、十文字橋を封鎖、「避難準備情報、高齢者等避難開始」を発令し、広域避難所を開設した。

また、避難対象区域外地区への地域避難所開設を要請した。

(4)自治会の状況

16日(土)15時00分に「避難準備情報、高齢者等避難開始」が発令され、町災害対策本部から避難所開設要請を受け、地域避難所を開設した。

6 訓練内容

(1) 町災害対策本部

- ア 広域避難所・一時避難所の開設及び運営
- イ 上島・河原町・榎本・中家村・下島・パレットガーデン・みなみ地区（以下、避難対象地区という。）住民に対し避難情報を発令し、住民の避難行動を促す。
- ウ 岡野・金井島・上延沢・下延沢・円中・牛島・宮台地区（以下、避難対象外地区という。）自主防災会に対し、地域避難所の開設を要請する。

(2) 避難対象地区(上島・河原町・榎本・中家村・下島・パレットガーデン・みなみ)

- ・町災害対策本部からの要請により安否確認（要援護者のみ）を実施し、広域避難所へ避難する。
- ・逃げ遅れてしまった住民は、堤防決壊が迫る状況であるため、やむを得ず、一時避難場所へ避難する。

(3) 避難対象外地区(岡野・金井島・上延沢・下延沢・円中・牛島・宮台)

- ・町災害対策本部が発令する避難情報等に基づき、地区災害対策本部を設置する。
- ・安否確認（要援護者のみ）を実施し、地区住民は地域避難所に避難する。
- ・地域避難所を開設・運営したのち、広域避難所等の支援を実施する。

(4) 消防団

- ・溢水予想箇所の監視及び町内危険箇所（避難経路）を監視する。
- ・避難住民の避難支援を実施する。

課長会議資料

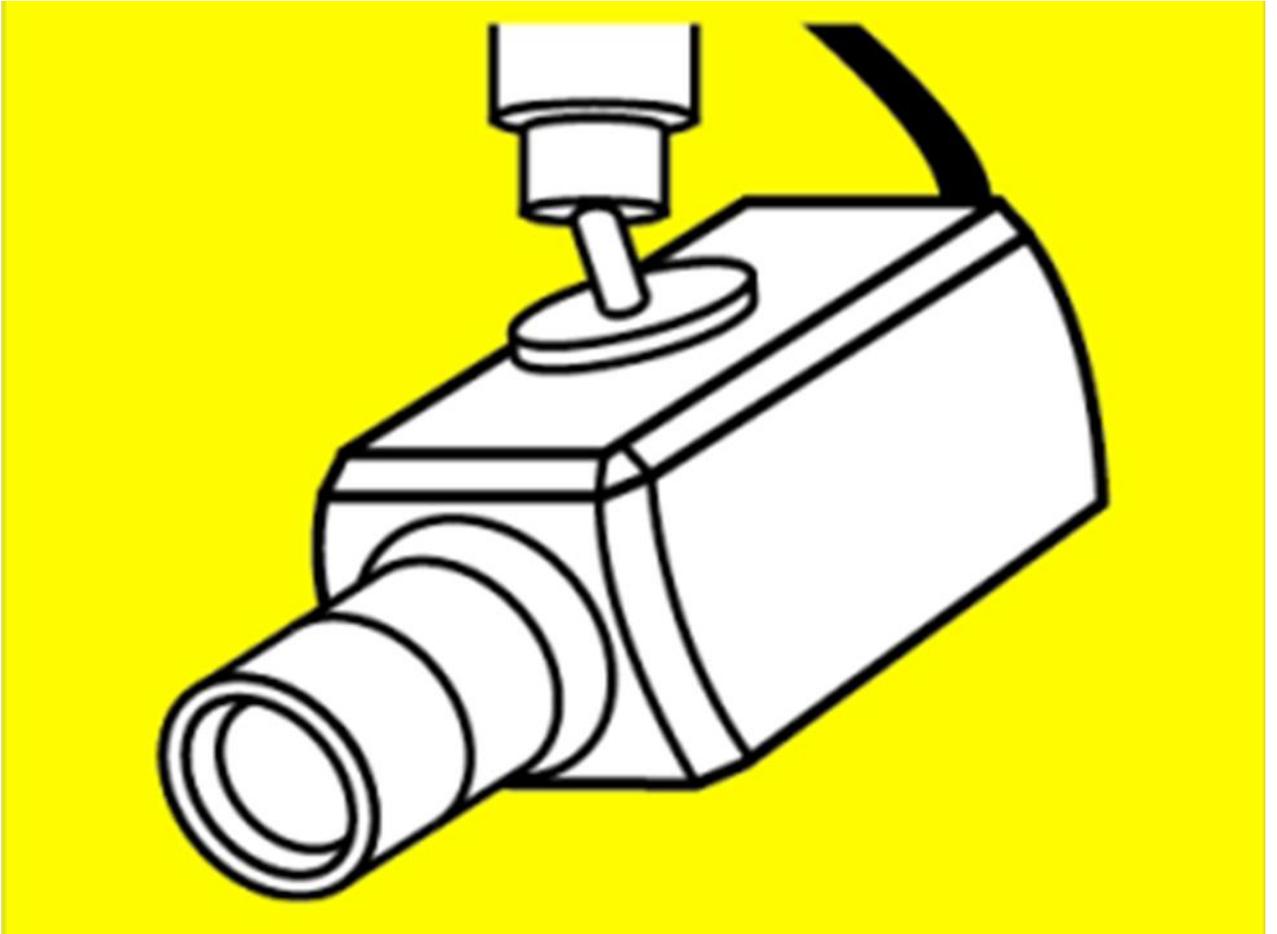
平成31年1月10日

町民サービス部環境防災課

田舎モダン



開成町
kaisei town



開成町防犯カメラの設置・管理に関する
ガイドライン

平成30年12月

開成町

1 ガイドラインの策定目的

開成町では、町民の方が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、平成27年度より犯罪の抑止、安全で安心なまちづくりに活かせるよう、町内の公共の場所に防犯カメラ設置を進めています。

また、町立の園・学校においても防犯上の観点から、モニター機能を備えた防犯カメラを設置して、子どもたちが安心して生活できる教育環境づくりに努めています。

しかし、その一方で不特定多数の方を撮影することになり、プライバシー等を侵されることに不安を感じる町民等もいられる現状があります。

そこで開成町では、町民等の権利利益やプライバシーの保護に配慮しつつ、防犯カメラの活用により、街頭犯罪を未然に防ぐなど、犯罪の抑止効果を高めるため、防犯カメラの設置及び運用基準について必要な事項を定めた「開成町防犯カメラの設置・管理に関するガイドライン」を策定しました。

* 本ガイドライン用語定義

- ①公共の場所 : 「道路」「公園」「学校」「その他町で管理する施設」を指します。
- ②防犯カメラ : 撮影した画像を記録する装置（モニターでの監視機能を有するものを含む）、ビデオ、DVD、ハードディスク等の録画、再生する機能を有するものを指します。
- ③画 像 : 防犯カメラの映像記録装置によって記録されたもので、映像表示装置によって表示される動画又は静止画で、特定の個人が識別できるものを指します。
- ④町 民 等 : 本町に居住し、勤務し、通学し、滞在し、通過する者を指します。

2 ガイドラインの対象となる防犯カメラ

本ガイドラインで対象となる防犯カメラは、防犯対策、犯罪の抑止を主たる目的として、町が公共の場所に継続的に設置した防犯カメラであって、撮影した画像を記録する装置（モニターでの監視機能を有するものを含む）、ビデオ、DVD、ハードディスク等の録画、再生する機能を有するものとします。

3 防犯カメラ管理責任者の選出等

町では、防犯カメラの適正な設置及び管理運用を行うため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」）を選出します。

これは防犯カメラや画像の取り扱い、情報漏えいの防止、画像ファイルの保管等の管理を適切に行うために、管理責任者を指定するものです。

基本的に管理責任者は、防犯カメラを設置する公共の場所を所管する課等の所属長をもって充てます。

* 管理責任者の事務

管理責任者は、次に掲げる事務を行わなければなりません。

- (1) 防犯カメラ、画像及び画像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）の管理運用に関すること。
- (2) 画像の管理運用に対する町民等からの問い合わせ等に関すること。

また管理責任者を補佐するために、防犯カメラ管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くことができ、防犯カメラ及び画像の管理業務を委託するときは、当該委託された者を管理取扱者に指定します。

4 防犯カメラの設置等

防犯カメラの設置・運用は犯罪の抑止効果を高めるとともに、目的外利用の禁止、プライバシー保護を図る必要があります。

防犯カメラを設置する際には、次に掲げる措置を講じることとします。

- (1) 防犯カメラの設置場所及び撮影対象区域は、道路、公園、河川その他公共の用に供する場所とし、特定の個人、土地、建物等を監視することがないように撮影区域を必要な範囲に限定するよう、十分配慮すること。
- (2) 町民等が見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨を表示すること。
- (3) 画像が、正当な理由なくして、これをみだりに閲覧できない措置を講ずること。
- (4) 防犯カメラは、管理台帳に登録して管理すること。

5 防犯カメラの画像の管理

管理責任者は、画像及び記録媒体について、漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の適正な管理のため、下記に掲げる措置を講じます。

- (1) 画像及び記録媒体の保管方法は
 - ア 画像を加工することなく、撮影時のままで保管すること。
 - イ 記録媒体は、施錠等により保護された場所に保管すること。
 - ウ 画像及び記録媒体は、録画装置のパスワード等により保護すること。
 - エ 管理責任者、管理取扱者以外の画像の閲覧や持出しを禁止すること。
- (2) 画像の保存期間は、撮影した日から1カ月以内とすること。
- (3) 画像の消去は、データの上書きにより自動的に行うものとする。ただし、記録媒体を破棄する場合は、破碎の上、破棄するものとする。

- (4) 画像を任意で消去するときまたは画像を再生するときは、管理責任者若しくは管理取扱者が行うこと。ただし、任意で画像を消去する場合は、撮影日時、撮影場所、画像消去理由の情報を記録の上、消去をすること。
- (5) ネットワークカメラは、他人に推測されない適切なパスワードを設定すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、画像並びに記録媒体の不正利用、外部流出及び改ざんを防止すること。

※画像の保存期間を「1カ月以内」としていることについては、防犯カメラの規格等によって、データの保存期間が異なることから「1カ月以内」を基準としています。

6 画像の利用及び提供に関する制限

(ア) 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、画像及び記録媒体を目的に利用し、又は他の者に提供してはなりません。

- (1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づき、捜査機関から公文書により提供を求められたとき。
- (2) 法令の規定に基づき文書により提供を求められたとき。
- (3) 町民等の生命、身体又は財産の安全確保その他公共の利益のために必要と認められるとき。
- (4) 町有の施設、土地及び財産の安全確保その他公共の利益のために必要と認められるとき。

(イ) また管理責任者は、画像及び記録媒体を提供したときは、次に掲げる事項を記録し、保存しなければなりません。

- (1) 提供年月日及び時間
- (2) 提供先の名称、所在地、代表者名及び責任者名
- (3) 提供した画像の内容
- (4) 提供の目的及び理由

(ウ) 管理責任者は、画像及び記録媒体を提供するときは、最小限の範囲にとどめ、提供する相手方に対して、防犯カメラ画像データ開示申請書を提出させるとともに、次に掲げる事項を遵守させなければなりません。

- (1) 画像及び記録媒体を適正に管理すること。
- (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。
- (3) 目的が達成されたとき又は当該目的が達成されないと判明したときは、速やかに画像の消去、記録媒体の返却又は破砕等を行うこと。ただし、第1項第2号の規定により提供した画像及び記録媒体が、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく証拠品等として関係機関へ送致される場合は、この限りでない。

7 問い合わせ等への対応

防犯カメラの設置等に関する問い合わせ等にあたっては、管理責任者が誠実かつ迅速に対応しなければなりません。

8 その他

管理業務を委託する場合には、本ガイドラインと合わせて、「開成町防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱」の遵守を委託契約条件にし、適切な管理を徹底するものとします。

9 町民・事業所の皆様へ

神奈川県では、県民、各種団体、事業者の皆さんを対象に「防犯カメラの設置・管理に関するガイドライン」を示しています。

防犯カメラの設置、運用にあたってはこの「ガイドライン」を参考にするなど、プライバシー保護等に努めてください。



かいせい環境防災フェア 2018 実施報告書

1. 日時 平成 30 年 11 月 24 日（土）10：00～15：30 天気：晴れ

2. 場所 松ノ木河原第一公園・あじさい公園・あじさい農道
（駐車場：松ノ木河原多目的広場）

3. 来場者数 約 650 人

①車での来場者

駐車場（80 台）が昼前に満車になっていることから、2 回転程度の入庫があったものと想定される。1 台あたり 2～4 人での来場が妥当であることから、中間値の 3 人で算出する。 $80 \text{ 台} \times 2 \text{ 回転} \times 3 \text{ 人} = \boxed{480 \text{ 人}} \dots \text{A}$

②自転車・バイクでの来場者

駐輪場の駐車台数は、松ノ木河原・あじさい農道を合わせて 45 台程度であった。これに車の回転数をかけて算出する。 $45 \text{ 台} \times 2 \text{ 回転} = \boxed{90 \text{ 人}} \dots \text{B}$

③徒歩・ベビーカーでの来場者

徒歩やベビーカーを押して来場する人が非常に多かった。
ベビーカーが 20 台程度あったことから、その親を加えて、40 人。徒歩については、算出方法がないので、2 人以上で来場するであろうからベビーカーで積算した数を用いて 40 人。合計 $\boxed{80 \text{ 人}} \dots \text{C}$

$\text{A} + \text{B} + \text{C} = 650 \text{ 人}$

4. 実施主催 かいせい環境防災フェア実行委員会

5. 実施内容 別添企画書のとおり

6. 本事業における工夫

・CSV 感覚の導入

企業の出展・協賛については、これまでの CSR (Corporate Social Responsibility) ではなく、CSV (Creating Shared Value) の概念をもって参画してもらうことで、出店意欲と出展者間の競争原理を高め、より魅力的な展示や販売促進グッズの配布などにつながった。

※CSR…寄付や社会貢献を通じて自社イメージの向上をはかるもので、事業との相関性はほとんどない。

※CSV…企業にとって負担になるものではなく、社会的な課題を自社の強みで解決することで、企業の持続的な成長へとつなげていく差別化戦略。なお、CSVは、CSRの発展形ではなく、まったく別の概念である。

7. 協賛企業への反響や意見（半月経過時のヒアリング）…11 月中に礼状を持参済

①ハウスメーカー

・小田原住宅展示場で受動的に営業していても、来場者は 1 日 5 組くらいしかないので、今回のイベントに参加して 20 組くらいのかたに商品の PR をすること

ができ、多くのかたにアンケートを記入してもらえとても好感触であったとの評価。中には、後日展示場に訪問してもらうことができ、詳細説明に至ったケースもあったとのこと。

- ・来場者の名前を集めることよりも、企業認知度を高めることに特化し、社名入りの販売促進グッズ（子ども向けの風船）を配ることができた。これが出展効果にどう現れるかは計測不能だが、企業目的は達成できたとの評価。

②自動車メーカー

- ・水素自動車は、水素の供給ステーションが横浜に行かないとないので購入が現実的ではなく、興味を持ってもらうことができても販売にはなかなか繋がらないとの声。
- ・展示車以外のカタログを持参したことで、来場者のニーズに合わせて商品説明をすることができたという工夫の報告。
- ・当日イベント会場からそのままショールームに移動して商談に入り、後日成約に至ったという実績（残念ながら展示していた電気自動車ではない）。
- ・自衛隊の指揮通信車の近くで出展したので、その余波での集客があったようだとの声。

③避難用携帯物品販売者

- ・会社本部から応援要員が来て手伝ってくれた。他の出展・出店者にあめを配るなどして交流を深めた。静岡県内では行政と連携して事業を行っていることもあるのでこれをきっかけに密につながりたいとの抱負。

◎協賛企業全体的には高評価であった。多くの企業にとって行政のイベントに参加したり、今回のように一緒に運営をするということが初めてのことで、戸惑いもあったようだが、町の事業を実施するに当たり（CSVで）関わることがあればぜひ声をかけてほしいとの要望があった。

8. 今後について

協賛企業を始め、多くの出展・出店者と良好な関係を構築することができたので、この関係を維持もしくは強化することが大切である。

また、防災拠点でもあるZEB庁舎の整備は、住民や企業の環境配慮の機運や防災意識を高めるまたとない契機である。

これらのことから、本イベントを次回開催するのであれば、新庁舎の整備が完了（現庁舎の撤去完了）したときに、これまでのeco広場を拡充する形で実施するのが望ましいものと思われる。

なお、常日頃から企業・団体との良好な関係を維持し、企業や団体、町を含めた行政機関がそれぞれどのようなことができるのか、アピールしたいことは何であるのかといった情報収集に努め、win-winの関係をもって事業に臨む準備をしておく必要がある。

開成町生活排水処理基本計画 ～概要版(案)～

第1章. 計画策定の要旨

第1節 計画の背景と目的

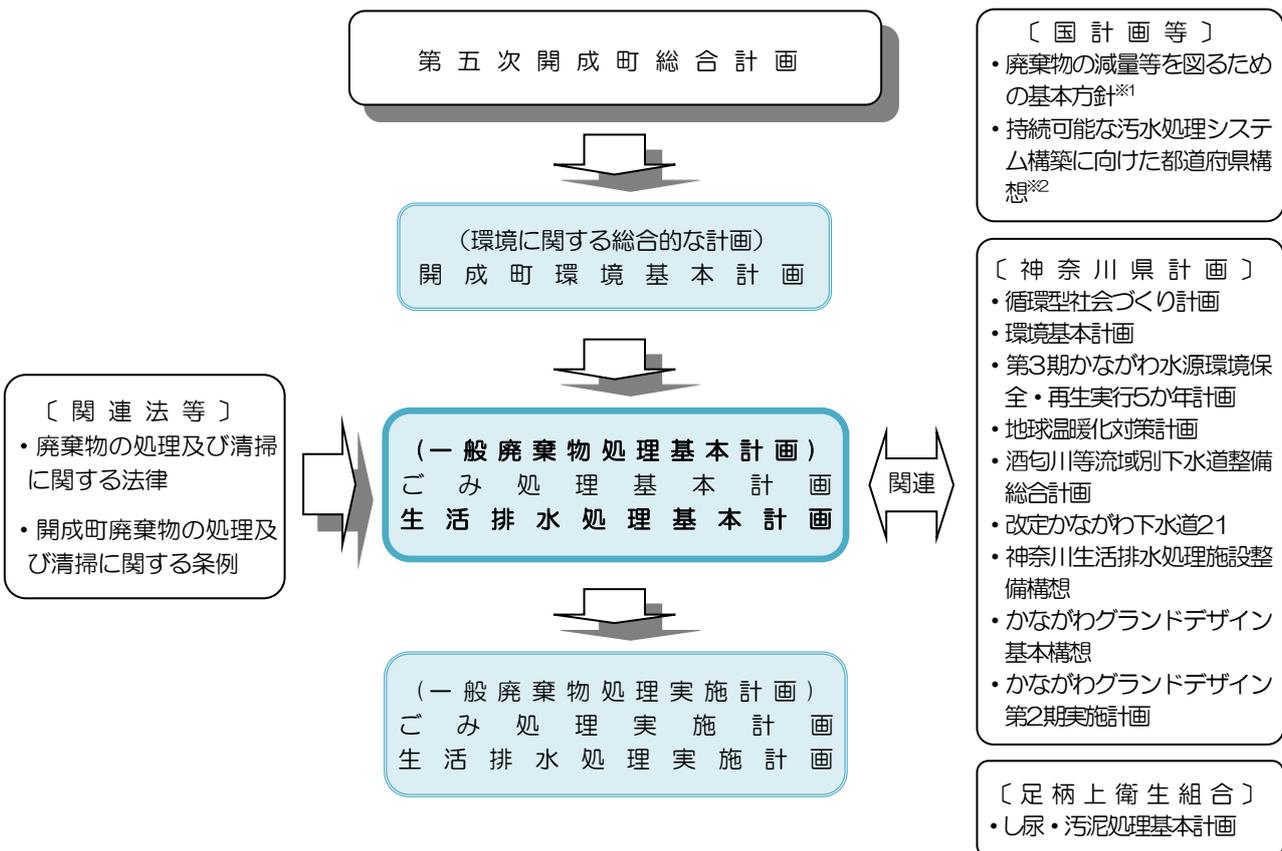
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定において、市町村は当該地域の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされています。また、一般廃棄物処理基本計画については、概ね5年ごとに改正するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は、見直すこととされています。

本町では平成15年3月に生活排水の長期的な計画である生活排水処理基本計画を策定し、平成21年3月に『生活排水処理基本計画（以下、「前計画」という。）』の内容を見直しました。

前計画は、平成30年度に最終目標年度を迎え、計画の見直し時期となっていることから、国や神奈川県等の動向を踏まえ、本町の総合計画等の各種計画と十分に整合を図ったうえで、新たな『生活排水処理基本計画（以下、「本計画」という。）』として、各種施策や方針等の内容を見直します。

第2節 計画の位置付け

計画の策定に当たっては、国や神奈川県が定める基本方針等に配慮するとともに、本町的生活排水処理に係る各種計画等との整合を図るものとします。



※1：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（環境省）

※2：持続可能な污水处理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について（農林水産省、水産庁、国土交通省、環境省）

第2章. 計画期間

前計画は、平成21年度から平成30年度までを計画期間とし、概ね5年ごと、又は制度の改正や生活排水処理を取り巻く情勢が変化した場合等に見直しを行うこととしています。

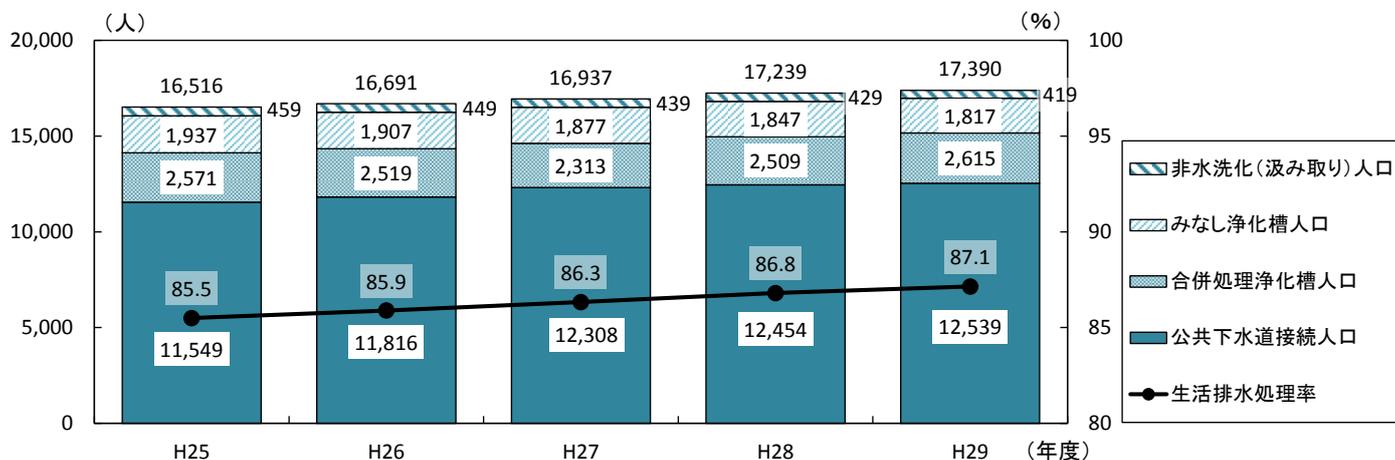
本計画では、平成30年度を計画策定期間とし、平成31年度を初年度として、10年後の平成40年度を計画目標年とします。また、平成35年度を中期目標年とします。

第3章. 生活排水処理の実状

第1節 生活排水処理の実状

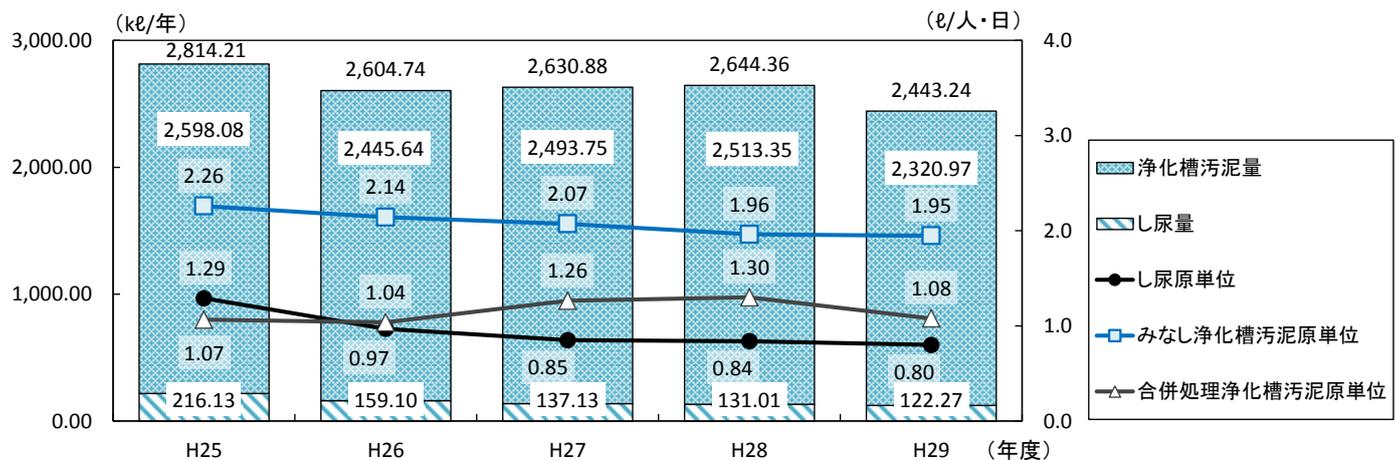
第1項 生活排水処理形態別人口

平成 29 年度において、計画処理区域内人口 17,390 人のうち 15,154 人については、公共下水道、合併処理浄化槽により、生活排水の適正処理がなされています。また、生活排水処理率（＝生活排水処理人口÷計画処理区域内人口×100）は、87.1%となっています。



第2項 し尿・浄化槽汚泥量

し尿・浄化槽汚泥量は、平成 29 年度で約 2,443kℓ/年となっています。また、し尿・浄化槽汚泥量原単位※（住民 1 人が 1 日に排出する平均値）は平成 29 年度で 1.38 ℓ/人・日となっています。



		H25	H26	H27	H28	H29	平均値
し尿・浄化槽汚泥量原単位	ℓ/人・日	1.55	1.46	1.55	1.51	1.38	1.49
	し尿原単位	ℓ/人・日	1.29	0.97	0.85	0.84	0.80
浄化槽汚泥原単位	ℓ/人・日	1.58	1.51	1.63	1.58	1.43	1.55
	みなし浄化槽汚泥原単位	ℓ/人・日	2.26	2.14	2.07	1.96	1.95
合併処理浄化槽汚泥原単位	ℓ/人・日	1.07	1.04	1.26	1.30	1.08	1.15

※し尿・浄化槽汚泥量原単位＝し尿・浄化槽汚泥量÷年間日数÷生活排水処理形態別人口×1,000

第2節 生活排水処理の課題

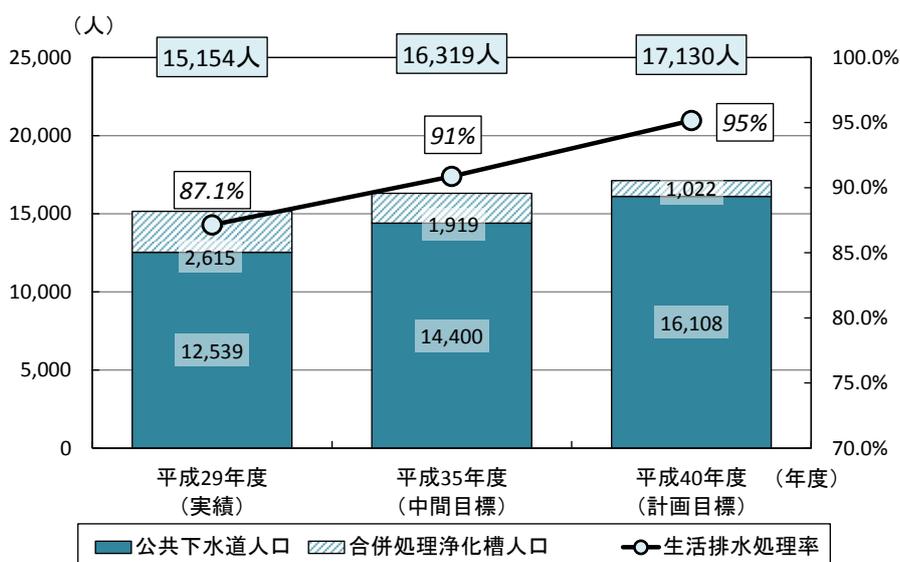
- (1) 生活雑排水の未処理放流について
- (2) 未処理状態からの脱却の可能性
 - 1) 生活雑排水による汚濁負荷排出量の削減について
 - 2) 公共下水道整備について
 - 3) 合併処理浄化槽の適正な維持管理について
- (3) 必要最小限の生活雑排水処理施設の整備
 - 1) 公共下水道
 - 2) 合併処理浄化槽

第4章. 生活排水処理基本計画

第1節 計画目標の設定

生活排水の適正処理による達成目標は、中間目標年度及び計画目標年度において以下のとおり設定します。

項目	年度	平成29年度 (実績)	平成35年度 (中間目標)	平成40年度 (計画目標)
行政区域内人口		17,390人	17,960人	18,003人
計画処理区域内人口		17,390人	17,960人	18,003人
生活排水処理人口		15,154人	16,319人	17,130人
生活排水処理率		87.1%	91%	95%



第2節 目標達成のための基本方針

本計画の目標を達成するための取組みの柱となる基本方針は、以下のとおり定めます。

《生活排水処理計画の基本方針》

方針1：公共下水道の整備

市街化の進展や地域の状況にあわせて整備を推進します。また、供用区域内については、管きよへの接続を促進します。

方針2：合併処理浄化槽設置の促進

公共下水道の整備計画外の地域においては、合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、浄化槽の適正な維持管理の強化を図ります。

方針3：河川・水路の管理体制の充実

うるおいのある生活環境を実現するため、河川・水路の管理体制の充実に努めるとともに、河川、水路の年間通水の促進をはかり、推進します。

方針4：生活環境の保全

生活環境保全のため、上記3項目を推進するとともに、河川へゴミを捨てないなどの啓発活動（「安全・クリーンかいせい」）の一層の推進によって、河川の浄化と清流の復活をはかり、親水空間（町民が憩い、親しめる場—ホテルの里づくり事業）を確保します。

第3節 目標達成のための施策

本計画の目標を達成するために取組む施策は、以下のとおり定めます。

